

消費税等に係る仕入控除税額の報告書 提出書類について

		理 由	提 出 書 類
返納額がない場合	1	消費税の確定申告の義務がないため	・ 報告書（様式第5号） ・ 別紙1-2
	2	簡易課税方式により申告しているため	・ 報告書（様式第5号） ・ 別紙1-2 ・ [添付書類] 消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）の写し※
	3	消費税法第60条第4項に定める公益法人等（社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など）で、特定収入割合（補助金、交付金、寄付金など）が5%を超えているため	・ 報告書（様式第5号） ・ 別紙1-2 ・ [添付書類]消費税法第60条第4項に定める公益法人等で、特定収入割合が5%を超えていることが確認できる書類
	4	補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため	・ 報告書（様式第5号） ・ 別紙1-2
	5	補助対象経費が人件費等の非課税仕入であるため	
返納額がある場合	1	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等であるため	・ 報告書（様式第5号） ・ 別紙1-1 ・ [添付書類]消費税及び地方消費税の確定申告書の写し※ ・ [添付書類]課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の写し
	2	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っているため	
	3	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っているため	

※「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しについては、当該補助対象経費となる機器等を購入した課税期間分の当該申告書の写しを提出してください。

【例 個人事業主（課税期間が1月1日～12月31日の場合）】

ア 令和6年4～12月の間に当該補助対象経費となる機器等を購入した場合

→ ①課税期間(R 6.1.1～12.31)の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ 令和7年1～3月の間に当該補助対象経費となる機器等を購入した場合

→ ②課税期間(R 7.1.1～12.31)の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

ウ 上記ア、イにまたがる期間に当該補助対象経費となる機器等を購入した場合

→ 上記①、②の両方

法人については、事業年度をご確認の上、該当する課税期間の「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しを提出してください。